

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成21年3月13日

【計算期間】

第33期（自平成19年12月20日 至平成20年12月19日）

【ファンド名】

日本財形給付金ファンド

【発行者名】

岡三アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 吉野 俊之

【本店の所在の場所】

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【事務連絡者氏名】

田中 利幸

【連絡場所】

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【電話番号】

03-3516-1204

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、勤労者財産形成促進法の財形給付金制度に基づいて、事業主が従業員の財産形成のために拠出した資金を運用する財形給付金専用のファンドです。

ファンドは、公社債への投資により安定した収益の確保を目標に運用を行います。

財形給付金制度のあらまし

財形給付金制度は、勤労者の財産形成を促進することを目的として生まれた制度で、事業主が勤労者のために拠出した資金を取扱機関（委託会社）が運用し、7年後にその元本及び収益を給付金として勤労者に支給するものです。

財形給付金制度を採用するにあたっては、財形法上、次のような要件を満たす必要があります。

■ 事業主の拠出金

拠出金は、事業主が各従業員ごとに定めた金額を一定の時期に取扱機関に払込むこととし、その限度額は従業員1人当たり年間10万円以下と定められています。

■ 拠出対象となる従業員

拠出金の払込み前一年間を通じて財形貯蓄の残高を有している従業員が拠出金の対象者となります。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金50億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／債券」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	日本
大型株	年4回	北米
中小型株	年6回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット属性	()	(中東)
()		エマージング
不動産投信		
その他資産		
()		
資産複合		
()		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。（平成21年1月1日現在）

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属性区分表の定義」で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

- ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源

泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

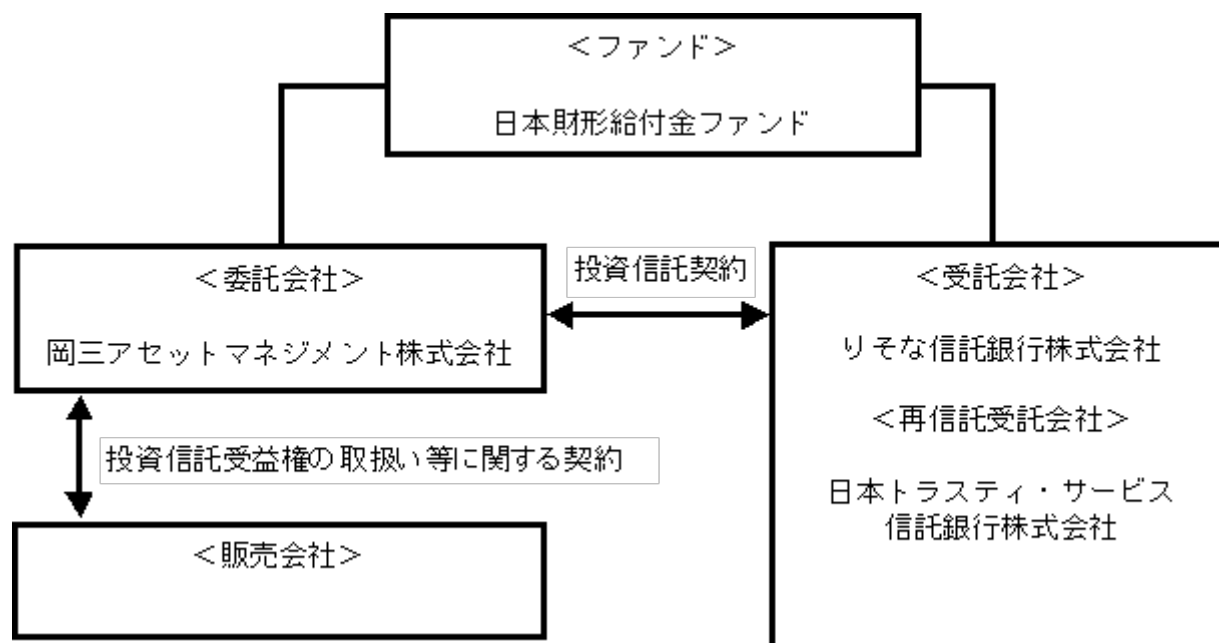
《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	りそな信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 ※ 関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行となる予定です。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、拠出金の受付、解約金（給付金）の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況

◆ 資本金（平成21年1月30日現在）

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日 「日本投信委託株式会社」設立
 昭和62年 6 月27日 第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
 平成 2 年 6 月30日 第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
 平成20年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況（平成21年1月30日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、勤労者財産形成制度のための専用ファンドとして、公社債への投資により安定した収益の確保を目標に運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

公社債を主要投資対象とします。

なお、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

b 投資態度

公社債への投資割合については制限を設けませんが、給付金の支払時期を考慮して組入比率及び組入公社債の償還年次別分散投資を行い、適正な流動性を保持する

よう運用します。

(2) 【投資対象】

■ 有価証券

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

- a 国債証券
- b 地方債証券
- c 特別の法律により法人の発行する債券
- d 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- e コマーシャル・ペーパー
- f 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記 a から e までの性質を有するもの
- g 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- h 貸付債権信託受益権（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規則等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者の貸付信託を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託会社であるものに限り。）に係るものに限り。以下、同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- i 本邦通貨表示の外国の者に対する権利で上記 h の有価証券の性質を有するもの

■ 金融商品

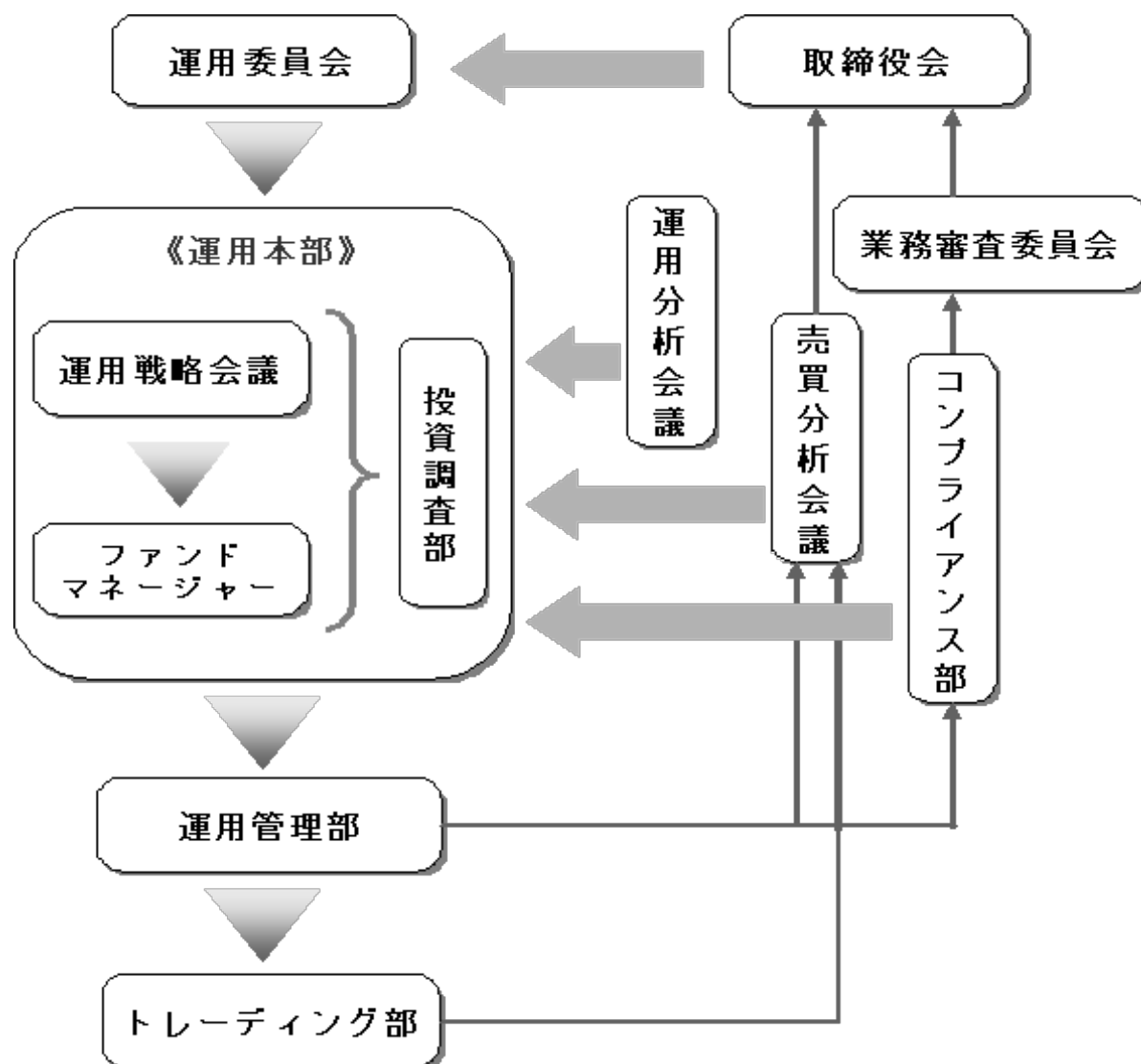
委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 本邦通貨表示の外国の者に対する権利で上記 e の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割	人員
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。 また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。	19名
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。	38名

債券運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。	6名
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。	4名
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。	15名
売買分析会議 （月1回開催）	運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部及びトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。	17名
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。	7名
コンプライアンス部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	3名
運用管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	2名
トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。	5名

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・債券の投資に関する内規
- ・有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品の投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成21年1月30日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

運用による収益は分配しないで信託財産に留保し、委託会社と事業主との間で締結した勤労者財産形成給付金契約に定める給付金の支払時期または信託終了時に拠出金と一括してお支払いします。

(5) 【投資制限】

■ 公社債への投資制限

公社債への投資割合には制限を設けません。

■ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - イ. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限ります。以下、同じ。）の範囲内とします。
 - ハ. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、a及びbで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- イ. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が当該取引の限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品の範囲内とします。
- ハ. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa及びbで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に国内の債券を投資対象としますので、組入れた国内の債券の価格の下落や、組入れた国内の債券の発行会社等の倒産等や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 【投資リスク】

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券の発行会社等の倒産等や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社等の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影

響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

(2) 【留意事項】

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。

(3) 【投資リスクに対する管理体制】

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 運用管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

運用管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については運用管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

給付金契約で定める7年を経過する前の中途支払い（一部解約）時には、1口当たり解約日の前日の基準価額の1.26%（税抜1.20%）の解約手数料がかかります。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1,000分の20以内の率を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上します。

平成21年1月30日現在の信託報酬率は、1,000分の1.0であり、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間における信託報酬の配分は、以下のとおりです。

信託報酬の総額	年 1,000分の1.00
委託会社	年 1,000分の0.50
販売会社	年 1,000分の0.25
受託会社	年 1,000分の0.25

※ 信託報酬の配分について、販売会社の信託報酬には消費税相当額を加算するものとし、当該消費税相当額を委託会社の信託報酬から差し引くものとします。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.315（税抜0.3）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

■ ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはで

きません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取扱われます。

■ 満期給付金、中途支払金に対する課税

満期前の中途支払いを行う場合は、①死亡②退職③扶養控除申告書を提出しない勤労者となったとき④本人の疾病、災害または持家の取得⑤勤労者が前各号以外の理由により支払いを請求したときに限ります。

a 一時所得扱いとなるもの

満期給付金及び中途支払いの理由が②退職③扶養控除申告書を提出しない勤労者となったとき④本人の疾病、災害または持家の取得の場合に支払われる給付金は、一時所得扱いとなり、受取金額50万円まで、また50万円を超える分についてはその2分の1が非課税となります。

b 相続税の課税対象となるもの

中途支払いの理由が①死亡の場合に支払われる給付金は、相続税の課税対象となります。

c 給与所得となるもの

中途支払いの理由が⑤勤労者が前各号以外の理由により支払いを請求したときに支払われる給付金は、給与所得となります。

■ その他

法人税法により給付金契約に係る信託財産の額に対して課せられる法人税及び地方税法により当該法人税額に応じて課せられる地方税は、信託財産において負担するものとします。

※ 上記の内容は平成21年1月30日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

平成21年1月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	5,005,362	13.36
地方債証券	日本	20,226,768	53.99
特殊債券	日本	2,016,173	5.38
社債券	日本	5,005,060	13.36
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		5,212,008	13.91
合計（純資産総額）		37,465,371	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第38回利付国債（5年）	5,000,000	100.10	5,005,362	100.10	5,005,362	0.9	2009年6月20日	13.36
日本	地方債証券	第15回横浜市公募公債（5年）	6,500,000	99.95	6,497,277	99.95	6,497,277	0.5	2009年3月25日	17.34
日本	地方債証券	平成15年度第2回あいち県民債	5,000,000	99.95	4,997,997	99.95	4,997,997	0.6	2009年3月25日	13.34
日本	地方債証券	第548回東京都公募公債	4,720,000	100.27	4,732,990	100.27	4,732,990	1.8	2009年4月24日	12.63
日本	地方債証券	第10回神奈川県公募公債（5年）	4,000,000	99.96	3,998,504	99.96	3,998,504	0.7	2009年5月29日	10.67
日本	特殊債券	第780回政府保証公営企業債券	2,000,000	100.80	2,016,173	100.80	2,016,173	2	2009年9月24日	5.38
日本	社債券	第10回東日本旅客鉄道株式会社社債	5,000,000	100.10	5,005,060	100.10	5,005,060	2.18	2009年2月25日	13.36

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	13.36
地方債証券	53.99
特殊債券	5.38
社債券	13.36
合計	86.09

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年1月30日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間末の純資産の推移は以下の通りです。

決算期	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第31期計算期間末 (平成18年12月19日)	50,215,560 (分配付) 50,215,560 (分配落)	3.893 (分配付) 3.893 (分配落)
第32期計算期間末 (平成19年12月19日)	44,297,237 (分配付) 44,297,237 (分配落)	3.917 (分配付) 3.917 (分配落)
第33期計算期間末 (平成20年12月19日)	39,232,499 (分配付) 39,232,499 (分配落)	3.943 (分配付) 3.943 (分配落)
平成20年 1月末日	43,628,958	3.921
平成20年 2月末日	43,325,126	3.922
平成20年 3月末日	43,058,224	3.924
平成20年 4月末日	42,744,945	3.926
平成20年 5月末日	43,272,706	3.928
平成20年 6月末日	43,407,246	3.931
平成20年 7月末日	40,144,283	3.933
平成20年 8月末日	40,091,422	3.935
平成20年 9月末日	39,946,407	3.937
平成20年10月末日	39,704,139	3.940
平成20年11月末日	39,297,117	3.941
平成20年12月末日	39,502,765	3.943
平成21年 1月30日	37,465,371	3.945

② 【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第31期計算期間	自平成17年12月20日至平成18年12月19日	0円
第32期計算期間	自平成18年12月20日至平成19年12月19日	0円
第33期計算期間	自平成19年12月20日至平成20年12月19日	0円

③ 【収益率の推移】

期間		収益率 (%)
第31期計算期間	自平成17年12月20日至平成18年12月19日	0.13
第32期計算期間	自平成18年12月20日至平成19年12月19日	0.62

第33期計算期間	自平成19年12月20日至平成20年12月19日	0.66
----------	--------------------------	------

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額から前計算期間末の基準価額を控除した額を前計算期間末の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た率です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

昭和50年12月20日 信託契約締結、設定、運用開始

平成19年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 事業主と委託会社との間で「勤労者財産形成給付金契約」（給付金契約）を締結していただきます。
- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 事業主から拠出された資金は、追加信託を行う日（毎月20日とします。）に、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託会社であるりそな信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。これにより従業員（受益者）は受益権を取得することとなります。

※ 受託会社であるりそな信託銀行は、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行と合併し、りそな銀行となる予定です。

- ・ 申込単位は、1円以上です。
- ・ 1口当たりの発行価格は、追加設定日の前日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

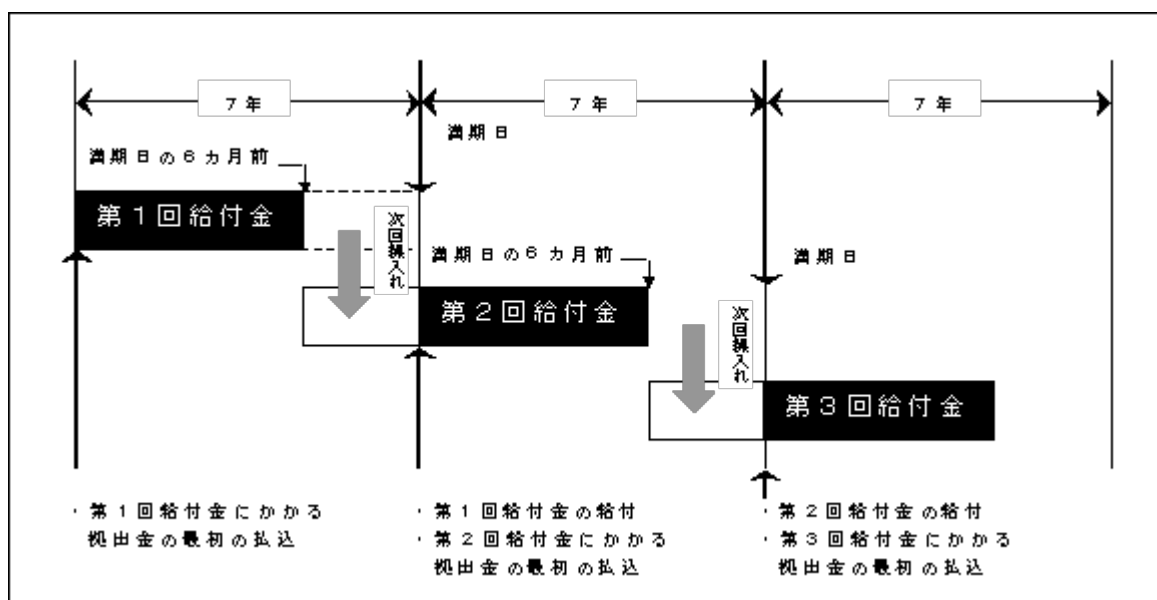
- ・ 申込手数料はありません。
- ・ 従業員（受益者）の取得口数は、拠出金を追加設定日の前日の基準価額で除した数で1口単位とします。
- ・ 販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。
- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止等やむを得ない事情により適正な基準価額の算定が不可能となった場合には、上記の事情が解消する日まで追加設定を延期させることができます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 委託会社は、従業員（受益者）が取得した受益権について給付金契約に基づいて解約を行い、その解約に係る金銭（給付金）を従業員（受益者）に支払います。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約日の前日の基準価額とします。

a 満期給付金

給付の対象になる従業員には、原則として給付金契約に基づく最初の拠出が行われた日から満7年後の日が満期日となり、この日から6ヵ月前までに拠出された金額と運用収益の金額が給付されます。満期による給付の手数料は無料です。



b 中途支払い（満期前の一部解約）

満期前の中途支払いを行う場合は、①死亡②退職③扶養控除申告書を提出しない勤労者となったとき④本人の疾病、災害または持家の取得⑤勤労者が前各号以外の理由により支払いを請求したときに限ります。中途支払いの場合は、1口当たり解約日の前日の基準価額の1.26%（税抜1.20%）の解約手数料が差引かれます。

c 支払手続き

満期給付金、満期前の一部解約金は、販売会社を経由して従業員へ支払われます。

受付期間	解約日	支払日
11日～25日	翌月5日	10日
26日～翌月10日	翌月20日	25日

解約日、支払日が休業日の場合は翌営業日となります。

d 解約請求の受付の中止

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1千口当たりで表示されることがあります。

■ 公社債の評価

公社債は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債については、原則として、償却原価法で評価します。

※償却原価法とは…

買付けにかかる約定日（割引債券の場合は受渡日）又は償還日の前年応答日（応答日の帳簿価額を取得価額とします。）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（割引債券の償還価額は税込（額面＋源泉税）とします。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価する方法をいいます。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、昭和50年12月20日から無期限とします。

ただし、後述の（5）[その他]信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年12月20日から翌年12月19日までとします。

(5) 【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更」dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（毎年12月20日から翌年12月19日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

2【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 償還金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- ・ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）は、委託会社の指定する日から販売会社の本・支店等において受益者に支払うものとします。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の第2〔手続等〕2〔換金（解約）手続等〕をご参照下さい。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、第32期計算期間（平成18年12月20日から平成19年12月19日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第33期計算期間（平成19年12月20日から平成20年12月19日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間（平成18年12月20日から平成19年12月19日まで）及び第33期計算期間（平成19年12月20日から平成20年12月19日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】
 日本財形給付金ファンド
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第32期 (平成19年12月19日現在)	第33期 (平成20年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,775,915	9,057,906
国債証券	—	5,006,958
地方債証券	18,496,328	20,229,414
特殊債券	7,024,736	2,018,987
社債券	11,051,047	5,013,082
未収利息	119,149	77,435
前払費用	35,160	31,278
流動資産合計	46,502,335	41,435,060
資産合計	46,502,335	41,435,060
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,617	5,002
未払委託者報酬	16,986	15,112
その他未払費用	2,182,495	2,182,447
流動負債合計	2,205,098	2,202,561
負債合計	2,205,098	2,202,561
純資産の部		
元本等		
元本	*1 11,310,321	*1 9,950,812
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,986,916	29,281,687
元本等合計	44,297,237	39,232,499
純資産合計	*2 44,297,237	*2 39,232,499
負債純資産合計	46,502,335	41,435,060

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第32期 (自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日)	第33期 (自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日)
営業収益		
受取利息	640,322	473,621
有価証券売買等損益	△308,816	△152,243
営業収益合計	331,506	321,378
営業費用		
受託者報酬	11,692	10,362
委託者報酬	35,353	31,284
その他費用	1,363	1,187
営業費用合計	48,408	42,833
営業利益又は営業損失（△）	283,098	278,545
経常利益又は経常損失（△）	283,098	278,545
当期純利益又は当期純損失（△）	283,098	278,545
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,316,853	32,986,916
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,951,162	6,616,194
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,951,162	6,616,194
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,564,197	10,599,968
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,564,197	10,599,968
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,986,916	29,281,687

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第32期 自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日	第33期 自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、国内債券で償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第32期 (平成19年12月19日現在)	第33期 (平成20年12月19日現在)
*1.当該計算期間の末日における受益権の総数 11,310,321口	*1.当該計算期間の末日における受益権の総数 9,950,812口
*2.当該計算期間の末日における1単位あたりの純資産の額 1口当たりの純資産額 3,917円 (1,000口当たりの純資産額 3,917円)	*2.当該計算期間の末日における1単位あたりの純資産の額 1口当たりの純資産額 3,943円 (1,000口当たりの純資産額 3,943円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第32期 自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日	第33期 自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日
該当事項はありません。	同 左

(関連当事者との取引に関する注記)

第32期 自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日	第33期 自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同 左

(重要な後発事象に関する注記)

第32期 自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日	第33期 自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日
該当事項はありません。	同 左

(その他の注記)

1. 元本の移動

第32期 (平成19年12月19日現在)		第33期 (平成20年12月19日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	12,898,707円	期首元本額	11,310,321円
期中追加設定元本額	2,395,982円	期中追加設定元本額	2,260,796円
期中一部解約元本額	3,984,368円	期中一部解約元本額	3,620,305円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

第32期（自 平成18年12月20日 至 平成19年12月19日）

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
地方債証券	18,496,328	13,853
特殊債券	7,024,736	△56,334
社債券	11,051,047	△76,913
合 計	36,572,111	△119,394

第33期（自 平成19年12月20日 至 平成20年12月19日）

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
国債証券	5,006,958	△ 3,192
地方債証券	20,229,414	24,531
特殊債券	2,018,987	△ 5,293
社債券	5,013,082	△ 60,368
合 計	32,268,441	△ 44,322

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第38回利付国債（5年）	5,000,000	5,006,958	
	計	銘柄数：1	5,000,000	5,006,958	

		組入時価比率：12.8%		15.5%	
地方債証券	日本円	第548回東京都公募公債	4,720,000	4,739,416	
		第10回神奈川県公募公債（5年）	4,000,000	3,998,000	
		平成15年度第2回あい知県民債	5,000,000	4,996,611	
		第15回横浜市公募公債（5年）	6,500,000	6,495,387	
	計	銘柄数：4	20,220,000	20,229,414	
		組入時価比率：51.6%		62.7%	
特殊債券	日本円	第780回政府保証公営企業債券	2,000,000	2,018,987	
	計	銘柄数：1	2,000,000	2,018,987	
		組入時価比率：5.1%		6.3%	
社債券	日本円	第10回東日本旅客鉄道株式会社社債	5,000,000	5,013,082	
	計	銘柄数：1	5,000,000	5,013,082	
		組入時価比率：12.8%		15.5%	
	合計			32,268,441	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	39,651,837円
II 負債総額	2,186,466円
III 純資産総額（I－II）	37,465,371円
IV 発行済数量	9,496,711口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	3.945円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第31期計算期間	2,331,860	5,502,831
第32期計算期間	2,395,982	3,984,368
第33期計算期間	2,260,796	3,620,305

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

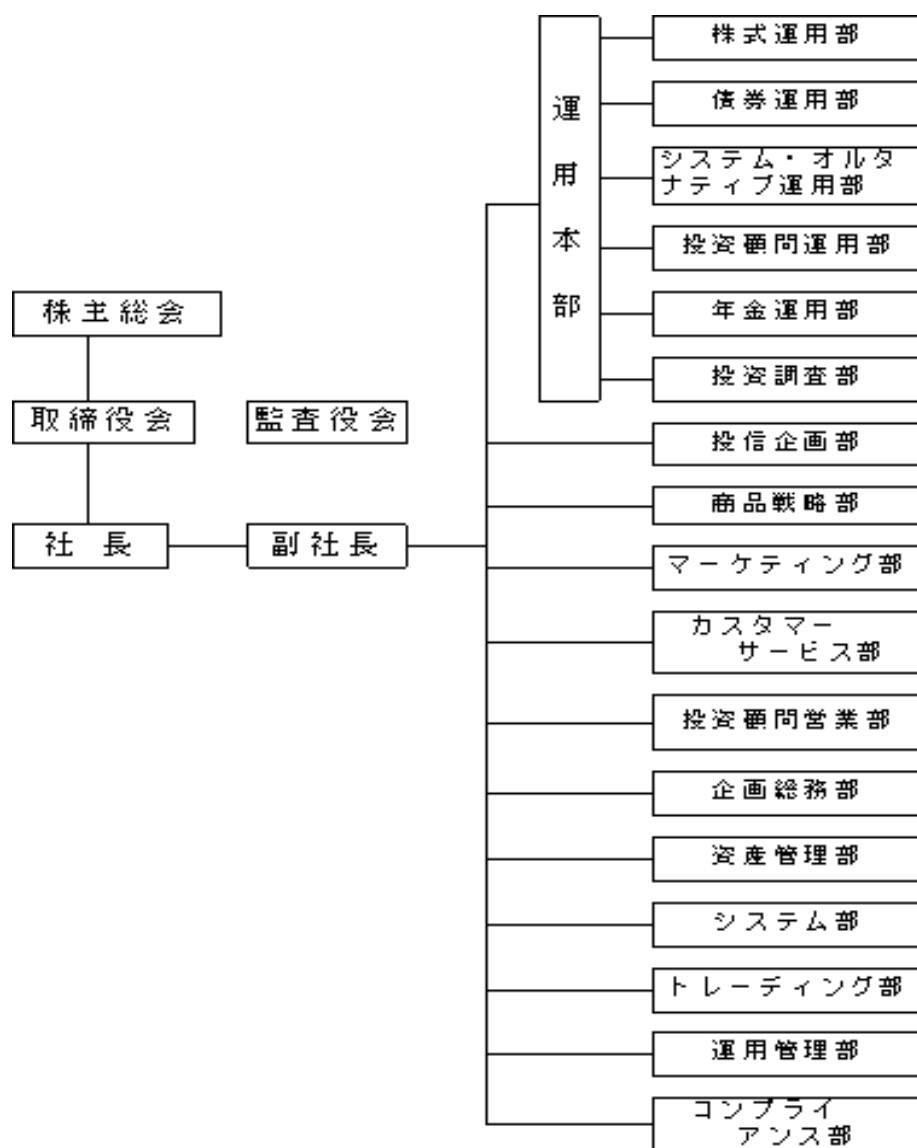
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年1月30日現在）	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

業務執行体制

① 組織図



② 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	信託財産のうち内外の株式を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	① 信託財産のうち内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 信託財産のうち短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	信託財産のうちシステム運用を行う投資信託、内外の不動産を主要投資対象とする投資信託、ファンド・オブ・ファンズ等を中心とした運用業務
投資顧問運用部	① 投資一任契約資産の内、個人投資家・法人投資家の契約資産の運用業務 ② 投資顧問契約による投資助言に関する業務
年金運用部	投資一任契約資産の内、年金契約資産の運用業務
投資調査部	① 内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査および予測、内外の不動産市場の調査および予測等に関する業務 ② 有価証券の発行体毎の信用リスクの調査に関する業務
マーケティング部	① 投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 ② 第一種金融商品取引業者および登録金融機関への公開販売の推進に関する業務
カスタマーサービス部	① 投資信託に関する情報開発・提供、投資家に対するセミナー等の企画・立案、募集・販売の支援のための資料作成、販売会社に係る営業事務、広告宣伝に関する業務 ② 受益者等からの質問および苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	① 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約のマーケティングに関する業務 ② 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
商品戦略部	① 金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 ② 商品戦略の立案および推進に関する業務 ③ 運用実績の評価および分析に関する業務
投信企画部	① 投資信託の企画、提案書作成に関する業務 ② 投資信託約款、投資信託契約に関する業務 ③ 有価証券届出書および有価証券報告書等に関する業務 ④ 目論見書、運用報告書および開示資料等に関する業務 ⑤ 主務官庁、受託銀行、投資信託協会および運用評価機関等への折衝に関する業務 ⑥ 投資信託制度の調査、研究に関する業務 ⑦ 運用助言契約、外部委託契約に関する業務

企画総務部	① 経営および経営計画に関する業務 ② 株主総会および取締役会の事務処理に関する業務 ③ 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 ④ 従業員の人事、給与、教育に関する業務および役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 ⑤ 予算、決算、会計および現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 ⑥ 受益証券および受益権に関する業務 ⑦ 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 ⑧ 広報に関する業務
資産管理部	① 投資信託財産の計算に関する業務 ② 契約資産の計算に関する業務
システム部	① コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 ② 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 ③ 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
トレーディング部	① トレーディング業務の企画、立案に関する業務 ② 内外の有価証券等および外国為替の売買発注に関する業務
運用管理部	① 運用実施の管理および諸規則等遵守に関する業務 ② 有価証券および有価証券先物取引等、信用取引等、外国為替の予約取引にかかるリスク管理に関する業務
コンプライアンス部	① 内部監査に関する業務 ② 運用業務に係わる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の審査に関する業務 ③ 外部委託先の運用指図等に関する審査及び監査に関する業務 ④ 運用のリスク管理の審査に関する業務 ⑤ 全社の法令諸規則等遵守状況の審査および審査に基づく各部室等への指導に関する業務 ⑥ 内部統制の評価に関する業務

③委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

④運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。

ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部およびトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成21年1月30日現在、当社は、151本の証券投資信託（単位型株式投資信託18本、追加型株式投資信託85本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託33本）の運用を行っており、純資産総額は6,964億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により、当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第43期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 43 期 (平成19年3月31日現在)			第 44 期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		4,600,516			5,994,469	
有価証券		1,685,849			1,172,957	
未収委託者報酬		709,719			640,486	
前払費用		13,116			68,894	
未収収益		6,215			2,675	
繰延税金資産		97,930			125,901	
その他の流動資産		1,332			58	
流動資産合計		7,114,680	61.7		8,005,443	71.4
固定資産						
有形固定資産 *1		39,806	0.4		47,868	0.4
建物	4,273			5,679		
器具備品	35,532			42,189		
無形固定資産 *2		50,578	0.4		43,939	0.4

ソフトウェア	49,413			42,665		
電話加入権	1,164			1,273		
投資その他の資産		4,329,081	37.5		3,119,067	27.8
投資有価証券	2,531,802			1,915,151		
親会社株式	1,700,160			907,368		
長期差入保証金	87,129			280,458		
その他	24,500			30,600		
貸倒引当金	△ 14,510			△ 14,510		
固定資産合計		4,419,466	38.3		3,210,875	28.6
資産合計		11,534,146	100.0		11,216,318	100.0

期 別 科 目	第 43 期 (平成19年3月31日現在)			第 44 期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		2,532			2,088	
未払金		389,170			346,153	
未払収益分配金	991			165		
未払償還金	41,750			33,789		
未払手数料	345,784			311,552		
未払事業所税	644			646		
未払費用		203,696			201,641	
未払法人税等		303,119			310,369	
未払消費税等		47,574			47,922	
賞与引当金		80,000			83,400	
移転損失引当金		—			20,623	
流動負債合計		1,026,093	8.9		1,012,199	9.0
固定負債						
退職給付引当金		69,686			76,203	
役員退職慰労引当金		24,830			29,120	
繰延税金負債		472,183			54,550	
固定負債合計		566,700	4.9		159,873	1.4
負債合計		1,592,794	13.8		1,172,072	10.4
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	8.7		1,000,000	8.9
資本剰余金		566,500	4.9		566,500	5.1
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		7,639,271	66.2		8,335,669	74.3
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	1,740,779			2,437,177		
株主資本合計		9,205,271	79.8		9,902,169	88.3
評価・換算差額等						

その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計		735,581	6.4		142,077	1.3
		735,581	6.4		142,077	1.3
純資産合計		9,941,352	86.2		10,044,246	89.6
負債純資産合計		11,534,146	100.0		11,216,318	100.0

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日			第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			7,628,206			9,613,349	
営業収益計			7,628,206	100.0		9,613,349	100.0
営業費用							
支払手数料			4,385,858			5,201,693	
広告宣伝費			195,519			349,238	
公告費			7,375			4,692	
受益証券発行費			30,220			—	
受益権管理費			1,422			7,757	
調査費			789,599			1,394,878	
調査費	69,049				83,786		
委託調査費	720,550				1,311,092		
委託計算費			66,075			145,714	
営業雑経費			181,766			250,440	
通信費	26,309				30,420		
印刷費	149,221				213,543		
協会費	4,278				4,780		
諸会費	1,957				1,695		
営業費用計			5,657,838	74.2		7,354,415	76.5
一般管理費							
給料			566,248			636,680	
役員報酬	*1	84,650			101,433		
役員賞与		21,900			—		
給料・手当		378,787			431,860		
賞与		80,910			103,385		
交際費			4,036			8,732	
寄付金			40,086			43,386	
旅費交通費			34,116			34,964	
租税公課			13,365			14,160	
不動産賃借料			58,609			86,639	
賞与引当金繰入			80,000			83,400	
退職給付費用			7,224			8,853	
役員退職慰労引当金繰入			4,131			4,290	

固定資産減価償却費		13,474			28,769	
諸経費		230,050			246,662	
一般管理費計		1,051,343	13.8		1,196,539	12.4
営業利益		919,023	12.0		1,062,394	11.1

科 目	期 別	第 43 期			第 44 期		
		自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日			自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
受取配当金	*2		83,444			83,282	
有価証券利息			9,352			16,202	
受取利息			472			2,214	
約款時効収入			11,779			7,662	
雑益			507			654	
営業外収益計			105,558	1.4		110,016	1.1
営業外費用							
固定資産除却損	*3		60			449	
時効後返還金			9,406			5,574	
雑損			520			313	
営業外費用計			9,988	0.1		6,338	0.1
経常利益			1,014,592	13.3		1,166,073	12.1
特別利益							
投資有価証券売却益			—			147,817	
有価証券売却益			12,579			—	
ゴルフ会員権清算益			1,031			—	
その他			—			4	
特別利益計			13,610	0.2		147,821	1.5
特別損失							
投資有価証券売却損			—			6,300	
有価証券売却損			8,586			—	
有価証券評価損			—			51,930	
移転損失	*4		—			21,947	
その他			—			831	
特別損失計			—	8,586	0.1	81,009	0.8
税引前当期純利益			1,019,616	13.4		1,232,884	12.8
法人税、住民税及び事業税		445,777			528,407		
法人税等調整額		△42,535	403,241	5.3	△33,170	495,236	5.1
当期純利益			616,375	8.1		737,647	7.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,200,084	7,098,576	8,665,076	1,310,953	1,310,953	9,976,029
当期変動額											
剰余金の配当 (注)						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
役員賞与 (注)						△34,430	△34,430	△34,430			△34,430
当期純利益						616,375	616,375	616,375			616,375
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）									△575,372	△575,372	△575,372
当期変動額合計						540,695	540,695	540,695	△575,372	△575,372	△34,677
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第44期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						737,647	737,647	737,647			737,647
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△ 593,504	△ 593,504	△593,504
当期変動額合計						696,397	696,397	696,397	△ 593,504	△ 593,504	102,893
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246

重要な会計方針

期 別	第 43 期	第 44 期
項 目	自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
1. 有価証券の評価基準	その他有価証券	その他有価証券

及び評価方法	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は総平均法により算定）	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、 売却原価は総平均法により 算定）								
	時価のないもの 総平均法による原価法	時価のないもの 総平均法による原価法								
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 <table><tr><td>建物</td><td>15 年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～6 年</td></tr></table> —	建物	15 年	器具備品	4～6 年	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 <table><tr><td>建物</td><td>15 年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～6 年</td></tr></table> (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より平成19年4月1日以降取得した有 形固定資産について、改正後の法人税 法に基づく減価償却の方法に変更し ております。この変更により、営業利 益、経常利益及び税引前当期純利益 は、それぞれ2,699千円減少しており ます。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3 月31日以前に取得した資産について は、改正前の法人税法に基づく減価償 却方法の適用により取得価額の5%に 到達した事業年度の翌事業年度より、 取得価額の5%相当額と備忘価額との 差額を5年間にわたり均等償却し、減 価償却費に含めて計上しています。こ の結果、従来に比べ、営業利益、経常利 益及び税引前当期純利益は、それぞれ 394千円減少しております。	建物	15 年	器具備品	4～6 年
	建物	15 年								
器具備品	4～6 年									
建物	15 年									
器具備品	4～6 年									
	(2) 無形固定資産 定額法により償却してお ります。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における 利用可能期間（3～5年）に基 づき償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左 なお、自社利用のソフト ウェアについては、社内にお ける利用可能期間（3～5 年）に基づき償却しており ます。								

項 目	期 別	第 43 期	第 44 期
		自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
3. 引当金の計上基準		(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (表示方法の変更) 前期までは役員退職給与引当金と表示しておりましたが、当期より役員退職慰労引当金と表示しております。 —	同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (5) 移転損失引当金 本社の移転に伴い、発生が見込まれる現状復帰費用・固定資産除却損等の合理的な見積額を計上しております。 同 左 同 左
4. リース取引の会計処理の方法	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

第 43期	第 44期
自 平成 18年 4月 1 日	自 平成 19年 4月 1 日
至 平成 19年 3月 31 日	至 平成 20年 3月 31 日

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、9,941,352千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—
(2) 役員賞与に関する会計基準 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。この結果、従来の方法と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21,900千円減少しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第 43 期 (平成19年 3月31日現在)	第 44 期 (平成20年 3月31日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27,241 千円 器具備品 58,010 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,328 千円 器具備品 69,497 千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,616 千円	*2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 17,372 千円

(損益計算書関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
*1. 役員報酬の範囲額 取締役 月額 15,000 千円 監査役 月額 3,000 千円	*1. 役員報酬の範囲額 取締役 月額 15,000 千円 監査役 月額 3,000 千円
*2. 関係会社との取引高 受取配当金 46,200 千円	*2. 関係会社との取引高 受取配当金 27,720 千円
*3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 — 千円	*3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 259 千円

器具備品	60 千円	器具備品	190 千円
—		*4. 移転損失には、移転損失引当金繰入額20,623千円及び既に終了した移転に係る支出額を計上しています。	

(株主資本等変動計算書関係)

第43期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成18年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日
配当の原資	利益剰余金

第44期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円

基準日

平成19年3月31日

効力発生日

平成19年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次

のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日
配当の原資	利益剰余金

(リース取引関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 13,929</td><td>千円 9,759</td><td>千円 4,170</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 13,929	千円 9,759	千円 4,170	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 10,221</td><td>千円 8,160</td><td>千円 2,061</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 13,929	千円 9,759	千円 4,170														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,189 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>2,228 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,417 千円</td></tr></table>	1年以内	2,189 千円	1年超	2,228 千円	合計	4,417 千円	<table><tr><td>1年以内</td><td>1,348 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>879 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,228 千円</td></tr></table>	1年以内	1,348 千円	1年超	879 千円	合計	2,228 千円				
1年以内	2,189 千円																
1年超	2,228 千円																
合計	4,417 千円																
1年以内	1,348 千円																
1年超	879 千円																
合計	2,228 千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,880 千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,639 千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>204 千円</td></tr></table>	支払リース料	2,880 千円	減価償却費相当額	2,639 千円	支払利息相当額	204 千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,231 千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,108 千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>122 千円</td></tr></table>	支払リース料	2,231 千円	減価償却費相当額	2,108 千円	支払利息相当額	122 千円				
支払リース料	2,880 千円																
減価償却費相当額	2,639 千円																
支払利息相当額	204 千円																
支払リース料	2,231 千円																
減価償却費相当額	2,108 千円																
支払利息相当額	122 千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を	同 左																

零とする定額法によっております。	
（５）利息相当額の算定方法	（５）利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左
（６）減損損失について	（６）減損損失について
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第43期〈自平成18年4月1日 至平成19年3月31日〉

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	850,964	2,121,595	1,270,630
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	98	98	0
小計	851,062	2,121,693	1,270,630
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	705,074	703,890	△1,184
③その他	2,101,919	2,095,900	△6,019
（３）その他	200,310	183,631	△ 16,678
小計	3,007,304	2,983,421	△23,882
合計	3,858,366	5,105,114	1,246,748

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

260,316 千円

売却益の合計額

12,579 千円

売却損の合計額

8,586 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

812,697 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	500,670	203,220	—	—
その他	1,001,450	1,094,450	—	—
②その他	301	183,330	—	—
合 計	1,502,421	1,481,000	—	—

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	557,389	931,418	374,028
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	299,731	301,800	2,068
	③その他	893,835	896,100	2,264
	(3) その他	100,098	127,179	27,080
	小計	1,851,055	2,256,497	405,441
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	292,600	171,000	△121,600
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	201,025	200,900	△125
	③その他	500,189	499,760	△429
	(3) その他	187,836	145,358	△42,478
	小計	1,181,651	1,017,018	△164,633
	合計	3,032,706	3,273,515	240,808

(注) その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について51,930千円減損処理を行っております。

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

365,020 千円

売却益の合計額

147,817 千円

売却損の合計額

6,300 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

721,961 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	200,900	301,800	—	—
その他	699,520	696,340	—	—
②その他	—	175,150	90,330	—
合 計	900,420	1,173,290	90,330	—

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

〈第43期〉 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 69,686 千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 5,421 千円
 確定拠出年金への掛金拠出額 1,803 千円
 退職給付費用 7,224 千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

〈第44期〉 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 76,203 千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 6,516 千円
 確定拠出年金への掛金拠出額 2,336 千円
 退職給付費用 8,853 千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日		第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	32,800 千円	賞与引当金	34,194 千円
退職給付引当金	28,571 千円	退職給付引当金	31,243 千円
役員退職給与引当金	10,180 千円	役員退職慰労引当金	11,939 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円	ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	9,791 千円	その他有価証券評価差額金	67,499 千円
未払事業税	24,393 千円	未払事業税	24,384 千円
未払費用	29,411 千円	未払広告宣伝費	26,732 千円
その他	4,376 千円	その他	34,410 千円
繰延税金資産の合計	146,704 千円	繰延税金資産の合計	237,582 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	520,958 千円	その他有価証券評価差額金	166,231 千円
繰延税金負債の合計	520,958 千円	繰延税金負債の合計	166,231 千円
繰延税金負債の純額	374,253 千円	繰延税金資産の純額	71,351 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。	
法定実効税率 (調整)	41.0		

交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.7

(関連当事者との取引)

第43期〈自平成18年4月1日 至平成19年3月31日〉

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向 2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,803,046	未払手数料	253,653
	岡三オンライン証券株式会社	東京都中央区	3,000,000	証券業	(所有) 直接5.26%	—	—	第三者割当増資の引き受け(注3)	150,000	—	—

- (注) 1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
- 3.岡三オンライン証券株式会社の第三者割当増資を1株につき50,000円で当社が引き受けたものであります。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	岡三ホールディングス株式会社	東京都中央区	18,589,682	持株会社	所有 直接0.89% 被所有 直接 19.81% 間接 46.08%	—	—	投資有価証券の売却 (注3)	199,430	—	—

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称 住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	4,374,054	未払手数料	230,591
---------	----------	--------	-----------	-----	---	------	---------------------------	------------------	-----------	-------	---------

- (注) 1. 上記(1)～(2)の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 株式会社岡三経済研究所株式（簿価52,136千円）を売却したものであり、取引金額は独立した第三者の算定した価格を基に決定しております。

(1株当たり情報)

第 43 期		第 44 期	
自 平成 18年 4月 1 日		自 平成 19年 4月 1 日	
至 平成 19年 3月 31 日		至 平成 20年 3月 31 日	
1株当たり純資産額 12,050円 12銭		1株当たり純資産額 12,174円 84銭	
1株当たり当期純利益金額 747円 12銭		1株当たり当期純利益金額 894円 11銭	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
当期純利益（千円）	616,375	737,647	
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち利益処分による役員賞与金（千円））	—	—	
普通株式に係る当期純利益（千円）	616,375	737,647	
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000	
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)	
純資産の部の合計額（千円）	9,941,352	10,044,246	
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—	
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	9,941,352	10,044,246	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000	

(重要な後発事象)

〈第43期〉自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

該当事項はありません。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

（当社と岡三投資顧問株式会社との合併）

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けて「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として行っております。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,129,146千円、負債の額は141,069千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

中間貸借対照表

期 別	第45期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
	注記 番号	金 額	構成比
科 目			
(資 産 の 部)		千円	%

流動資産 現金及び預金 有価証券 未収委託者報酬 繰延税金資産 その他流動資産 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 投資有価証券 その他 貸倒引当金 固定資産合計 資産合計 (負債の部) 流動負債 預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 未払事業所税 未払法人税等 賞与引当金 その他流動負債 流動負債合計 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 繰延税金負債 固定負債合計 負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産合計 負債純資産合計	※ 1	6,689,999	
		660,913	
		645,490	
		77,269	
		41,605	
		8,115,278	71.7
		139,070	
		39,137	
		3,031,945	
		2,822,012	
		224,442	
		△ 14,510	
		3,210,153	28.3
		11,325,431	100.0
		7,056	
		331,981	
		168	
		23,713	
		307,470	
		628	
		84,392	
		78,874	
		147,985	
		650,290	5.7
		80,191	
		23,920	
		184,077	
		288,189	2.6
		938,479	8.3
		1,000,000	8.8
		566,500	5.0
		566,500	
		8,700,802	76.8
		179,830	
		8,520,972	
		5,718,662	
		2,802,310	
		10,267,302	90.7
		119,648	1.0
		119,648	1.0
		10,386,951	91.7
		11,325,431	100.0

中間損益計算書

期 別 科 目	第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日		
	注記 番号	金 額	百分比
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 営業収益計 営業費用 一般管理費 営業利益 営業外収益 営業外費用 経常利益 税引前中間純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 中間純利益	※ 1	千円	%
		4,729,017	
		38,792	
		4,767,810	100.0
		3,682,271	77.2
		850,778	17.9
		234,760	4.9
		450,352	9.5
		4,513	0.1
		680,600	14.3
		680,600	14.3
		78,733	1.7
		195,483	4.1
		406,383	8.5

中間株主資本等変動計算書

第45期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
中間会計期間中 の変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
中間純利益						406,383	406,383	406,383			406,383
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）									△22,428	△22,428	△22,428
中間会計期間中 の変動額合計						365,133	365,133	365,133	△22,428	△22,428	342,705
平成20年9月30日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,802,310	8,700,802	10,267,302	119,648	119,648	10,386,951

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別	第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日
項 目	

1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの … 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定） 時価のないもの … 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 … 15年 器具備品 … 4 ～ 6年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。
5. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動資産に含めて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当中間会計期間から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項**（中間貸借対照表関係）**

（※１）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、78,692 千円 であります。

（中間損益計算書関係）**１．（※１）営業外収益の主要なもの**

有価証券利息	7,531 千円
受取配当金	42,429 千円
負ののれん償却額	389,225 千円

２．減価償却実施額

有形固定資産	18,404 千円
無形固定資産	6,042 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）**１．発行済株式に関する事項**

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

２．配当に関する事項

平成20年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

（リース取引関係）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 （器具備品）	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
	3,145 千円	2,572 千円	573 千円

（２）未経過リース料中間期末残高相当額等

1 年内	488 千円
1 年超	124 千円

	合計	612 千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料		666 千円
減価償却費相当額		609 千円
支払利息相当額		23 千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
(5) 利息相当額の算定方法		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
(6) 減損損失について		
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。		

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
(1) 株式	875,009	1,101,942	226,932
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	299,788	301,110	1,321
③その他	1,095,016	1,095,940	924
(3) その他	308,355	281,972	△26,382
合 計	2,578,171	2,780,964	202,794

2. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式 701,961 千円

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 株当たり純資産額	12,590円24銭
1 株当たり中間純利益金額	492円58銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載して
おりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,386,951
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,386,951
1 株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000
1 株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	406,383
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	406,383
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社は、平成20年4月1日に、岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「日本投信委託株式会社」から「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更しました。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

りそな信託銀行株式会社

ただし、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行と合併し、りそな銀行となる予定です。

① 資本金の額

平成20年3月末日現在、10,000百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

岡三証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

平成20年3月末日現在、5,000百万円

② 事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

コスモ証券株式会社

① 資本金の額

平成20年3月末日現在、32,366百万円

② 事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 拠出金の受付、解約金（給付金）の支払いの取扱い
- ③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い
- ④ 解約請求の受付

3【資本関係】

岡三証券株式会社は、委託会社の株式を19,000株（持株比率2.30%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を
関東財務局長宛に提出しております。

平成20年3月14日 第32期 有価証券報告書、有価証券届出書

平成20年4月 1日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年9月12日 第33期中 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮澤正則 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本財形給付金ファンド」の平成19年12月20日から平成20年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本財形給付金ファンド」の平成20年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月9日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定夫 ⑩

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月25日

日本投信委託株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 宮澤正則 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本財形給付金ファンド」の平成18年12月20日から平成19年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本財形給付金ファンド」の平成19年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本投信委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月25日

日本投信委託株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 ⑩

指 定 社 員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日本投信委託株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本投信委託株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。